

石川県公報

平成30年11月6日

第13154号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (同)	5
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	1	○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (同)	5
○県道の区域の変更 (道路整備課)	2	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	5
○県道の供用の開始 (同)	2	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	6
○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	2	○争議行為の通知公告 (労働企画課)	6
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正 (出納室)	3	○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課)	7
公 告		○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (同)	7
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	3		
○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	4	正 誤	
○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	4	○平成30.9.28号外第73号中	7
○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (同)	5		

告 示

石川県告示第476号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	冷たい女 闇に響くよがり声	オ ー ピ ー 映 画
〃	凌辱の人妻 ねらわれた股間	新 東 宝 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成30年11月6日

石川県告示第477号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2018年12月号 (04333-12)	(株) ジーノット
〃	Nai Naiプレス北陸 2018年12月号 (06805-12)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成30年11月6日

石川県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年11月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
小木時長線	鳳珠郡能登町字真脇壺五字8番1地先から 鳳珠郡能登町字真脇壺五字31番1地先まで	旧	26.00~37.60	63.9	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	28.15~50.50	63.9	
〃	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	鳳珠郡能登町字真脇壺参字30番1地先から 鳳珠郡能登町字真脇壺五字8番4地先まで		0.00~5.87	49.2	

石川県告示第479号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年11月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
小木時長線	鳳珠郡能登町字真脇壺五字8番1地先から 鳳珠郡能登町字真脇壺五字31番1地先まで	平成30年11月11日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、平成30年11月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	小木時長線	鳳珠郡能登町字真脇老五字8番1地先から 鳳珠郡能登町字真脇老五字31番1地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年11月6日

石川県告示第481号

石川県証紙売りさばき人指定（昭和48年石川県告示第380号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の能美市の表中

「 2 | 一般財団法人 石川県交通安全協会能美支部 | 能美市寺井町 | 同左 寺井警察署内 | 」を

「 2 | 一般財団法人 石川県交通安全協会能美支部 | 能美市三道山町 | 同左 能美警察署内 | 」に改める。

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
杉 本 宰 甫	県内全域	加賀市手塚町サ150番地 独立行政法人国立病院機構 石川病院
水 沼 有 威 子	〃	〃
辻 隆 範	〃	〃
坂 井 健 二	〃	〃
中 川 陽 一 郎	〃	〃
清 水 一 秀	〃	野々市市上林四丁目509番地 清水こどもクリニック
鈴 木 杏 奈	〃	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地 医療法人平成会 向クリニック
松 本 俊 彦	〃	能美市寺井町ウ84 公益社団法人石川勤労者医療協会 寺井病院
片 野 薫	〃	七尾市万行町5-65-5 医療法人社団良俊会 岡田胃腸科外科クリニック
沖 野 一 晃	〃	七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック
藤 井 愛	〃	〃
矢 部 友 久	〃	〃

野村佳苗	〃	〃
桑原陽祐	〃	珠洲市野々江町コ部1番地1 珠洲市総合病院
中村常之	〃	河北郡内灘町白帆台2丁目1番 つねファミリークリニック
中村香織	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
伊勢拓之	県内全域	加賀市手塚町サ150番地 独立行政法人国立病院機構 石川病院
平野晃一	〃	〃
津田基晴	〃	〃
古川裕	〃	〃
高木知治	〃	〃
関雅博	〃	〃
本家一也	〃	〃
山田真也	〃	〃
山下尚洋	〃	〃
橋本篤	〃	〃
松田哲久	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
田中慎吾	県内全域	羽咋市的場町松崎24番地 公立羽咋病院
渡邊啓介	〃	加賀市直下町ヲ91番地 医療法人社団慈豊会 加賀温泉リハビリクリニック
大黒正志	〃	〃
堤野みち	〃	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所
堤野みち	〃	金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
山内寛喜	〃	加賀市大聖寺永町イ17番地 医療法人社団慈豊会 久藤総合病院
田井克英	〃	〃
富士井杏子	〃	加賀市作見町リ36番地 加賀市医療センター
川上理	〃	〃
阿保未来	〃	〃
古川健治	〃	〃
大槻希美	〃	〃

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名について、次のとおり変更があった。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	変更年月日
新 野 村 佳 苗	七尾市富岡町94番地	平成30年9月27日
旧 中 山 佳 苗	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
横 山 将 嘉	七尾市御祓町子3番地4 横山内科医院	七尾市御祓町ホ6番地10 横山内科皮膚科医院	平成29年11月1日

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
稲 坂 暢	加賀市小菅波町121番地1 加賀こころの病院	加賀市大聖寺仲町23番地 稲坂内科医院	平成30年10月1日

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
新 田 歩	珠洲市野々江町コ部1番地1 珠洲市総合病院	平成30年9月30日
今 井 武 司	鹿島郡中能登町高島サ部22番地1 今井医院	平成27年5月30日
毛 利 昭	鹿島郡中能登町小田中ラ部90番地 毛利医院	平成30年3月31日
城之前 翼	七尾市国分町ラ2-1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック	平成30年10月1日

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
山 田 陽 平	白山市北安田町548番地2 B's Clinic	平成30年3月31日
谷 内 信 幸	七尾市古府町ち5-1 やちクリニック	平成29年12月27日
刀 禰 恒 夫	七尾市山王町ツ部36の1番地 とね内科医院	平成29年12月31日
佐 原 博 之	七尾市石崎町夕部28番地7 医療法人社団和泉会 佐原病院	平成28年3月31日
佐原 まゆみ	〃	〃
佐原 吉博	〃	〃
池 崎 綾 子	〃	〃

争議行為の通知公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 松本よし子から、次のとおり争議行為を行う旨平成30年10月29日通知があった。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

平成30年11月8日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる事業場における組合員が従事する全職場

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団済生会石川県済生会金沢病院

金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院

金沢市田中町は16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター

金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院

金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院

七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院

七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園

七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院

羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里

小松市下粟津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所

輪島市堀町1字13番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所

金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック

金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック

金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり

金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院

金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会

金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所

金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて

- 金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし
- 金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ
- 金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい
- 金沢市天神町1丁目18番37号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションにじ
- 能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし
- 小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすまいる
- 羽咋市東川原町柳橋74番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの
- 金沢市京町20番15号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業協同組合
- 金沢市北安江2丁目10番18号 公益社団法人石川勤労者医療協会おたっしゅホーム城北
- 金沢市山王町2丁目75番地 公益社団法人石川勤労者医療協会ともだち村クラブデイサービス
- 金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼら一と
- 金沢市浅野本町2丁目18番26号 一般社団法人いしかわゆめ福祉会サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北
- 羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成29年12月22日公表)の一部を平成30年10月31日に変更したので、次のとおり公表する。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(2) まいわし 平成30年1月から同年12月まで 24,000トン	(2) まいわし 平成30年1月から同年12月まで 27,200トン

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第8項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成29年12月22日公表)の一部を平成30年10月15日に変更したので、次のとおり公表する。

平成30年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(5) ずわいがに 平成30年7月から平成31年6月まで 392トン	(5) ずわいがに 平成30年7月から平成31年6月まで 348トン

正 誤

平成30年9月28日発行の石川県公報号外第73号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
7	介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則	専用区間等	専用区画等

